

Rental Cycle はままつペダル会員システム利用規約

第1章 総則

第1条（目的）

1. 本利用規約は、はままつ都市型レンタサイクル推進協議会（以下「協議会」という）が管理運営する Rental Cycle はままつペダルのレンタサイクル（以下「レンタサイクル」という）の会員システム利用に際して各種条件を定めるものです。尚、本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。
2. この規約は、第2条3. の定めが会員がレンタサイクルを利用する際に適用されるものとする。

第2条（用語の定義）

本規約における用語は次のことを意味します。

1. レンタサイクル：サービス時間内において、利用者に自転車を貸出しするシステムのこと、利用者は利用後借りた場所に自転車を返却する。
2. Rental Cycle はままつペダル：自転車の貸出し、返却及び保管場所のことをいう。
3. 会員：レンタサイクルの利用を希望する個人及び法人又は団体で利用規約に合意し、利用手続きを済ませた利用者をいう

第2章 レンタサイクルの利用

第3条（入会契約の締結等）

1. レンタサイクルの利用を希望する者は、協議会が指定する方法により、入会の申込みを行うものとします。なお、個人会員で申込者が未成年者の場合は、事前に保護者の同意を得たうえで申込みを行ってください。
2. レンタサイクルの利用は、本規約に合意できる者であり、合意できない者は、レンタサイクルを利用することができません。
3. 前1項の申込みに対し、協議会が承諾した場合に、入会契約が成立するものとします。

第4条（会員の表明事項）

会員は会員登録に当たり、次の各号に定める事項に付き、協議会に対し保証する。

1. 利用申込書の記載内容に、虚偽の記載がないこと。
2. 自転車の利用者が個人会員は会員本人、法人団体会員は法人団体に所属する役員等であること。
3. 過去の貸出において、料金の未払いがないこと。
4. 過去の貸出において、第15条の禁止事項への違反がないこと。
5. 会員に麻薬、覚せい剤、シンナー等の中毒症状がないこと。
6. 会員が、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくはその他の反社会的勢力に関与する者でないこと。

第5条（届出事項の変更）

会員は、協議会に届出た記載事項（住所、氏名等）に変更が生じた場合には、協議会所定の届出書により、速やかに協議会に届出るものとする。

第6条（入会契約の解除）

協議会は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、事前の通知又は催告することなく入会契約を解除することができるものとします。

1. 本規約その他の当社との間の契約の約定に違反したとき。
2. レンタサイクルの利用において、交通事故を起こしたとき。
3. 会員が、利用料金の支払いを一回でも遅延したとき。
4. 第4条の各号及び第15条の各号に該当したとき。

第7条（事業の中止・一時休止・再開等）

1. レンタサイクルの全部又は一部の利用不能、その他の理由により、当事業の継続が困難であると協議会が判断した場合には、協議会は当事業を中止することができるものとします。
2. 協議会は、自然現象やイベントやその他の事由によりサービスの安全な提供が難しいと判断した場合は、サービスの一部又は全てを休止することができるものとします。又、休止理由が解消した後のサービスの再開についても同様とします。

第8条（利用料金の支払等）

1. レンタサイクル利用料金は、個人会員は現金又はクレジットカードによる支払いとします。
2. 法人団体会員については、原則として利用月の末日締めで、利用料金から割引額を引いた額を請求し、協議会の指定口座への振込にさせていただきます。ただし、振込手数料は法人団体会員の負担とさせていただきます。
3. 法人団体会員への請求は、Eメールによる請求としますが、請求書の発行を希望する場合は、請求書発行手数料として100円を請求額に上乗せさせていただきます。

第3章 レンタサイクルの貸出し及び返却手続

第9条（貸出手続）

利用者は協議会所定の手続きにより、Rental Cycle はままつペダルに来店し、自転車を受け取ります。受け取った自転車で目的地に向かって出掛けます。

第10条（返却手続）

利用者は自転車の利用が終了したら、Rental Cycle はままつペダルに自転車を返却します。

第4章 利用料金

第11条（料金）

1. 料金とは、利用者がレンタサイクルを利用するに当たり、会員が協議会に対して支払う利用料金、延長利用料金、その他の料金をいう。なお、利用料金は、消費税を含むものとします。
2. 料金を変更する場合には、協議会は変更日の1週間前までに Rental Cycle はままつペダルの web サイトにて公表するものとします。

第5章 責任

第12条（点検整備）

協議会は、レンタサイクルの自転車に対して、協議会が定める基準で点検整備を行います。

第13条（自転車の動作確認）

1. 会員は、自転車を借り受ける都度、利用者をして、自転車のパンクの有無、チェーンのはずれ、ブレーキの効き具合、ライトの点灯等の動作確認を実施させるものとす

る。

2. 利用者が、前項の動作確認において、レンタサイクルの自転車の整備不良を発見した場合は、直ちに Rental Cycle はままつペダル（080-3652-3196）に連絡するものとする。

第 14 条（管理責任）

1. 利用者は、善良な管理者の注意義務を持ってレンタサイクルを使用するものとする。
2. 前項の管理責任は利用者が自転車を借り受け、返却するまでの間において継続するものとする。

第 15 条（禁止行為）

利用者は、レンタサイクルの借受期間中、次の行為をしてはならないものとする。

1. 飲酒運転、無謀運転、その他交通法規に違反する行為。
2. レンタサイクルを利用申込者以外の者に利用させること。
3. 乗入が禁止されている場所での利用。
4. 歩行者などの通行障害となる行為。
5. 自転車の構造・装置・付属品などの改造、取り外し及び変更。
6. 条例等が定める自転車等放置禁止区域での駐輪。
7. その他、法令又は公序良俗に反する行為。

第 16 条（放置自転車に対する処置）

1. 利用者が、前条 6. で禁止する場所にレンタサイクルを駐輪した（以下「放置」という）とき、利用者は、放置自転車の撤去、保管等の諸経費の負担、返還までの利用料金その他放置したことに起因して当社に生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとする。
2. 前項の場合において、警察等から協議会に対して自転車の放置について連絡があった場合、協議会は利用者に連絡し、速やかに自転車を当社所定の場所に移動させ、違反者として法律上の措置に従うことを求めるものとし、利用者は、これに従うものとする。
3. 協議会が第 1 項の費用を立て替えて支払ったときは、当該利用者はこの費用を協議会に対して速やかに支払うものとする。

第 17 条（レンタサイクルの返却義務）

利用者は、レンタサイクルの返却にあたり、通常の利用による損耗を除き、借り受けた時の状態で返却するものとし、備品を含む自転車の全部又は一部の損傷、紛失、盗難等が利用者の責に帰すべき事由によるときは、自転車の修理、再調達費用など、原状回復に要する一切の費用を利用者が負担するものとします。

第 18 条（レンタサイクルが返却されない場合の処置）

1. 協議会は、協議会所定の利用限度時間を経過しても利用者が自転車を返却せず、かつ協議会の返却請求に応じないとき、又は利用者の所在が不明などの事情により、自転車が乗り逃げされたものと協議会が判断したときは、負担金 50,000 円～（自転車の車種による）の徴収並びに刑事告訴を行うなど法的手続の措置をとることができるものとします。
2. 前項に該当することとなった場合、利用者は、返却されるまでの料金、自転車の回収及び利用の探索に要した費用などの他、協議会に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。
3. 協議会は、天災地変その他の不可抗力の事由により、利用限度時間を経過しても利

用者から自転車が返却されなかった場合は、これにより生ずる損害について利用者の責任を問わないものとします。この場合、利用者は、直ちに Rental cycle はままつペダルに連絡し、その指示に従うものとします。

第 19 条（賠償責任）

利用者は、利用者の責に帰さない場合を除いて、本規約の各条項に定めるほか、レンタサイクルを利用して第三者又は協議会に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第 6 章 自転車事故の処置等

第 20 条（事故処理）

1. 貸出中にご利用の自転車が故障した場合は、Rental Cycle はままつペダル（080-3652-3196）まで連絡することとします。
2. 利用者に起因する故障については、利用者本人のご負担で修理にあたることとします。
3. 自転車の付属品を紛失したり破損したりした場合は、付属品購入費用実費相当額をご負担いただきます。

第 21 条（自転車の盗難・紛失）

1. 自転車が盗難されたり紛失したりした場合は、直ちに状況などを警察および Rental Cycle はままつペダル（080-3652-3196）に連絡することとします。また、違約金として自転車購入費用実費をご負担いただきます。
2. 違約金受領後に自転車の返却を受けた場合でも、違約金はお返しいたしません。

第 22 条（補償）

1. 協議会は、自転車を貸し渡した会員に対して日本交通管理技術協会の第二種 TS マーク付帯保険を付保するものとします。
2. 補償限度額を超える損害については、利用者の負担とします。
3. 警察および協議会に届け出のない事故、もしくは利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険会社の補償制度による損害補てんが受けられないことがあることを利用者は異議なく承諾するものとします。
4. TS マーク付帯保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により、第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、利用者がすべて負担するものとします。

第 7 章 免責

第 23 条（免責）

利用者は、その理由の如何に関わらず、レンタサイクルを利用したこと又は利用出来なかったことにより、自らに生じた場合でも、協議会に故意又は過失がある場合を除き、協議会がレンタサイクルの利用の対価として当該利用者より受領した金員の額を超えて損害の賠償を請求することができないものとします。

第 8 章 個人情報

第 24 条（個人情報の利用目的）

1. 協議会は、本規約による申し込み及びレンタサイクル事業実施に伴って取得した利用者の個人情報を、下記の目的の範囲内で利用するものとします。

- ①協議会の事業につき、利用者からの申し込みと、協議会による利用の承諾などにあたり、適切な判断や対応を行うため。
 - ②協議会の事業運営において、レンタサイクルの管理に必要となる利用者への連絡や、本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。
 - ③利用者との契約につき、協議会においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令などにより必要となる管理を適切に行うため。
 - ④協議会において取り扱うサービスや商品、イベントやキャンペーン等をご案内するため。
 - ⑤サービスや商品の企画・開発、顧客満足度の向上などのための分析を行うため。
 - ⑥協議会において運営上又は経営上必要な統計資料の作成など、各種の管理及び分析を行うため。
2. 協議会は、レンタサイクルの運営管理を第三者に業務委託する場合には、個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により取得した個人情報を当該業務委託先に預託するものとします。
 3. 利用者は、協議会に対して、自己に関する個人情報の開示を請求することができるものとし、協議会が保有する個人情報が不正確又は誤りであることが判明した場合には、協議会は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。
 4. 協議会は、利用者の個人情報を、以上の範囲で共同利用するものとします。

第9章 雑則

第25条（規約の改定）

協議会が本規約を改定した場合は、Rental Cycle はままつペダルの web サイトへの掲示をもってその通知とします。また本規約の改定は、利用者への事前通知無く行うことができるものとします。

第26条（損害遅延金）

利用者は、金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対して年率 14.6%の割合（1年に満たない場合は、1年を 365 日とする日割り計算）による損害遅延金を支払うものとします。

第27条（管轄裁判所）

本規約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

この規約は、平成 29 年 8 月 1 日から有効とします。

お問い合わせ先：Rental Cycle 「はままつペダル」内

TEL：080-3652-3196 email：info@hamamatsupedal.com